

ミツヒロニュース



令和 8 年度 税制改正大綱のポイント

	改正項目 適用時期等	概 要
個人所得課税	物価上昇局面における基礎控除等の対応 ①については、令和 8 年分以後の所得税について適用する。③については、令和 8 年、9 年の時限措置。①、③について、令和 8 年分所得への適用は年末調整からとする。	①基礎控除の本則については現行 58 万円を 62 万円に、給与所得控除の最低保障額については現行 65 万円を 69 万円にそれぞれ引き上げる。個人住民税については、令和 8 年度税制改正においては、給与所得控除の見直しについて対応する。 ②基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に、税制改正時における直近 2 年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を乗ずることで調整する。給与所得控除の最低保障額についても、基礎控除の本則と同様の措置を講ずる。 ③基礎控除の特例のうち現行 37 万円を 5 万円引き上げるとともに、対象者も給与収入 200 万円相当までから 475 万円相当までに拡大する。給与所得控除の最低保障額も同様に 5 万円引き上げる。給与収入 475 万円相当から 665 万円相当までを対象としている現行 10 万円の基礎控除の特例を 32 万円引き上げる。
	住宅ローン控除の見直し 令和 12 年入居分まで 5 年間延長する。	中古住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅・ZEH 水準省エネ住宅に係る借入限度額を引き上げるとともに、子育て世帯等への上乗せ措置の対象を省エネ基準適合以上の中古住宅にも拡充する。省エネ基準適合以上の中古住宅の控除期間を 13 年間に拡充し、省エネ性能の高い住宅の取得を後押しする。他方、令和 12 年度以降、新築等が認められなくなる予定の省エネ基準適合住宅については、新築住宅・中古住宅ともに借入限度額を見直した上で、新築住宅は令和 10 年以降は適用対象外とする。床面積要件については、40 平方メートルに緩和されている特例の適用範囲を、中古住宅にも拡充する。子育て世帯等で、本特例を利用しない場合には、借入限度額の上乗せ措置を利用できることとする。
	NISA のつみたて投資枠の拡充 令和 9 年以後、非課税口座に未成年者特定累積投資勘定を設ける。	つみたて投資枠の対象年齢を 0 歳まで拡充する。口座保有者である子が 0 ～17 歳の間については、年間投資枠は 60 万円、非課税保有限度額は 600 万円とする。また、子の年齢が 12 歳以降、子の同意を得た場合のみ、親権者等による払出しを可能とする。子の年齢が 18 歳に達した際、年間投資枠等について、18 歳以上向けの制度に移行するものとする。
	暗号資産の分離課税化等 金融商品取引法の改正法の施工の日の属する年の翌年の 1 月 1 日（適用開始日）以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用する。	居住者等が、暗号資産取引業（仮称）を行うものに対して特定暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る）の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、他の所得と分離して 20%（所得税 15%、個人住民税 5%）の税率により課税する。また、3 年間の繰越控除制度を創設する。

	改正項目 適用時期等	概 要
個人 所得 課 税	総合課税の対象となる 社債利子の範囲の整備 令和 8 年 4 月 1 日以後に 支払いを受けるべき社債 の利子及び償還金につい て適用する。	同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人（特定法人）が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払いを受けるものと認められる場合における当該利子を、総合課税の対象とする。また、その同族会社の役員等が支払いを受ける当該特定法人が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とする。「実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合」とは、特定法人が発行した社債に係る債務についての同族会社による保証の契約その他の契約の内容その他の状況からみて、同族会社の役員等が特定法人が発行した社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合をいう。
	極めて高い所得の負担の 見直し 令和 9 年分以後の所得税 について適用する。	特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者を個人でその者のその年分の基準所得金額が 1 億 6500 万円（現行：3 億 3000 万円）を超えるものとするとともに、税率を 30%（現行：22.5%）に引き上げる。
	青色申告特別控除の 見直し 令和 9 年分以後の所得税 について適用する。	①請求書データ等との自動連携や訂正削除履歴の記録など一定の条件を満たす電子帳簿を作成及び保存している納税者を対象として控除額の上限を 75 万円（現行：65 万円）に引き上げる。②簡易簿記による控除（10 万円）の適用は、事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が 1000 万円以下の納税者、または事業としての規模に満たない不動産所得者等に限定する。③複式簿記による控除（①を除く。65 万円）の適用は、電子申告を条件とする。
	マイカー通勤に係る 通勤手当の所得税非課税 限度額の見直し 令和 8 年 4 月 1 日以後に 受けるべき通勤手当につ いて適用する。	自動車等使用者の通勤手当について、通勤距離が片道 65 キロ以上の者の 1 月当たり非課税限度額を引き上げる。自動車等使用者が、一定の駐車場等の利用に対する通勤手当を受ける場合における通勤手当の非課税限度額について、当該駐車場等利用料相当額（1 月当たり 5000 円を上限）を加算する。
	従業員への食事の支給に 係る所得税非課税限度額 の見直し	使用者からの食事の支給により受ける経済的利益について所得税が非課税とされる当該食事の支給に係る使用者の負担額の上限を月額 7500 円（現行：月額 3500 円）に引き上げる。
	深夜勤務に伴う夜食代に 係る所得税非課税限度額 の見直し	使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について所得税が非課税とされる 1 回の支給額を 650 円以下（現行：300 円以下）に引き上げる。
	ふるさと納税制度の 見直し 令和 9 年寄附分から適用 する。	特例控除額について、193 万円（給与収入 1 億円相当）を上限として新たに設定する。特例控除額の上限を超えた場合であっても、基本分の控除は適用される。
資 産 課 税	事業承継税制における 承継計画の提出期限延長	法人版事業承継税制（特例措置）については、特例承継計画の提出期限を令和 9 年 9 月末まで 1 年 6 月延長する。また、個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限を令和 10 年 9 月末まで 2 年 6 月延長する。

	改正項目 適用時期等	概 要
資産 課 税	相続税等の財産評価の適正化 令和 9 年 1 月 1 日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用する。①については、当該改正を通過に定める日までに、被相続人等がその所有する土地(同日の 5 年前から所有しているものに限る)に新築をした家屋(同日において建築中のものを含む)には適用しない。	①被相続人等が課税時期前 5 年以内に対価を伴う取引により取得または新築をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の 100 分の 80 に相当する金額によって評価することができることとする。 ②不動産特定共同事業契約または信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する。課税時期における通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、出資者等の求めに応じて事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、事業者等が把握している適正な売買実例価額または定期報告書等に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額によって評価することができることとする。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合には、上記①に準じて評価(取得時期や評価の安全性を考慮)する。
	特定生産性向上設備等投資促進税制の創設 令和 11 年 3 月 31 日までの間に設備投資計画につき産業競争力強化法の確認を受けた者が、その確認を受けた日から 5 年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象とする。	国内における高付加価値化型の設備投資を促進する観点から、大胆な設備投資に向けた税制を創設する。すべての業種が対象で、対象資産は、既存の税制では対象とならないような大規模かつ高付加価値の投資を推進する観点から、産業競争力強化法の確認手続きを経た設備投資計画に基づき取得した設備等とする。措置内容は、即時償却または税額控除率 7% (建物、建物附属設備、構築物は 4%) となっている。また、事業環境の変化等に対応する計画認定を受けた者は、最大 3 年間の繰り越しを可能とする。
法人 課 税	研究開発税制の見直し ①については、令和 9 年 4 月 1 日以降、②については、令和 8 年 4 月 1 日以降、③については、産業技術力強化法改正法の施行の日以降の認定計画にかかる試験研究を対象とする。	①一般型において企業が試験研究費を増加させるインセンティブを強化するため控除率等の見直し、②中小企業技術基盤強化税制において繰越控除制度(3 年間)の導入、③戦略技術領域型の創設(控除率 40%)などを措置する。
	賃上げ促進税制の見直し	大企業向けの措置を令和 8 年度に廃止し、中堅企業向けの措置は要件を見直し、令和 9 年度に廃止、中小企業向けの措置は現行制度を維持する。なお、教育訓練費にかかる上乘せ措置については、令和 8 年度に廃止する。
	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し等 適用期限 3 年延長する。	対象となる減価償却資産の取得価額を 40 万円未満(現行: 30 万円未満)に引き上げる。また、対象となる法人から常時使用する従業員の数が 400 人を超える法人を除外する。

	改正項目 適用時期等	概 要
法人課税	企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設 令和 8 年 4 月 1 日施行。	企業グループ内の法人との間で一定の取引を行った場合には、支払を行う法人の法人税の課税所得の計算上保存が義務付けられている書類等にその取引に関する資産または役務の提供の明細、その取引における支払金額の計算の明細及びその取引に係る支払金額を算定するために必要な事項の記載等がないときは、これらの事項を明らかにする書類等を取得・作成し、保存することを義務付ける措置を講ずる。一定の取引とは、無形資産の譲受け・借受け、経営管理・指導、シェアードコスト取引等の役務の提供その他これらに類する取引をいう。
消費課税	少額免税制度の見直し 令和 10 年 4 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。	通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送される資産（一の資産の対価の額が 1 万円（税抜き）以下であるものに限る）の譲渡（特定少額資産の譲渡（仮称））について、資産の譲渡等に係る消費税の課税の対象とする。
	物品販売に係るプラットフォーム課税の導入 令和 10 年 4 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる課税貨物について適用する。	プラットフォームを介する物品販売で生じている国外事業者の無申告への対処や少額免税制度の見直しに伴う適正課税の確保の観点から、これらの取引を仲介するプラットフォーム事業者に納税義務を転換する。
	インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（いわゆる 2 割特例）の見直し 令和 9・10 年分申告において利用可能とする。	個人事業者であるインボイス発行事業者の令和 9 年及び令和 10 年に含まれる各課税期間（免税事業者がインボイス発行事業者となったことまたは課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限る）は、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に 7 割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の 3 割とすることができることとする。
	免税からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し 適用期限を令和 13 年 9 月末まで 2 年延長する。②については、令和 8 年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から適用する。	①控除可能割合について、令和 8 年 10 月から 7 割、令和 10 年 10 月から 5 割、令和 12 年 10 月から 3 割とする。②1 免税事業者ごとの仕入れに係る年間適用上限額について 1 億円（現行：10 億円）に引き下げる。
防衛力強化に係る財源確保のための税制措置	防衛特別所得税（仮称）の創設 課税期間は令和 9 年以後の当分の間とする。	所得税額に対し、税率 1% の新たな付加税として、防衛特別所得税（仮称）を課す。
	復興特別所得税の改正 ①については令和 9 年分以後の所得税等について適用。	①復興特別所得税の税率を 1.1 %（現行：2.1%）に引き下げる。 ②復興特別所得税の課税期間を令和 29 年まで（現行：令和 19 年まで）の間とする。

参考文献： ■税のしるべ



【発行】株式会社オフィスミツヒロ 代表取締役 光廣 昌史

税理士法人光とパートナーズ 社員税理士 光廣昌史 / 社員税理士 中山昌実

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号 Tel 082-294-5000

Fax 082-294-5007 URL <https://www.office-m.co.jp/>

